

第1回介護DBオープンデータ解説編

厚生労働省老健局老人保健課

1. 介護保険総合DB（介護DB）オープンデータ作成の背景と目的

1. 作成の背景

- ◆ 介護DBには、悉皆性が高い匿名介護レセプト情報及び認定調査項目等の詳細なデータである匿名要介護認定情報等が含まれており、介護等分野の研究開発を行ううえで有用である。平成28年12月に、介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に、公益性が高い利用目的の場合には第三者への提供を可能とすることが適当であるとされ、平成30年11月より、高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供を行ってきた。
- ◆ NDBにおいては、多くの人々がNDBデータに基づいた知見に接することができるよう、NDBデータから汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、「NDBオープンデータ」として、これまでに7回公表している。
- ◆ 介護DBに関しては、介護サービスの提供実態に係るデータについては介護給付費等実態統計としてe-Stat等で公表されているものの、要介護認定の結果等に係るデータは公表されておらず、NDBと同様、オープンデータとして公表する意義は大きい。

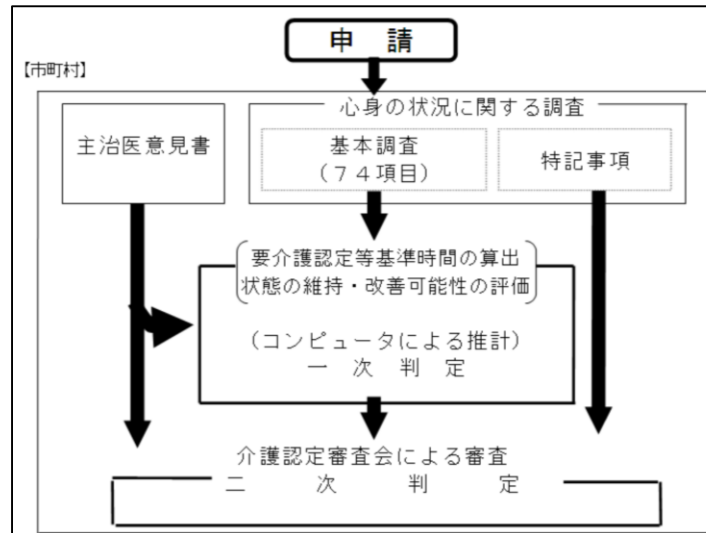
2. 作成の目的

- ◆ 多くの人々が介護DBデータに基づいた知見に接することが出来るよう、介護DBデータを用いて、「介護給付費等実態統計では公表されていない内容」という観点で基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。
- ◆ 介護DBデータに基づき、介護サービスの提供実態や要介護認定情報等のデータをわかりやすく示す。

2. 第1回介護DBオープンデータの集計対象の要介護認定情報の概要

■ 要介護認定情報とは

- ◆ 介護サービス利用の希望者が、要介護認定を受けるために、保険者（市町村）に申請した際の情報である。申請から要介護度の決定（二次判定）までの流れを図に示している。
- ◆ 介護DBの要介護認定情報には次の情報が含まれている。
 - ◆ 申請時の基本情報（認定申請日、性別、年齢、現在の状況（在宅か施設入所か等））
 - ◆ 認定調査の項目（基本調査74項目（心身の状況に関する内容））
 - ◆ 審査の結果（二次判定結果（要介護度）、認定有効期間）
 - ◆ 主治医意見書のうちカテゴリ化されている項目（認知症高齢者の日常生活自立度等）
- ◆ 介護DBには、主治医意見書の自由記述や特記事項の自由記述は含まれていない。要介護の認定は、認定審査会にて、コンピュータによる一次判定結果と主治医意見書、特記事項を考慮して、有識者により判定される。要介護認定の全情報は含まれていない点留意が必要である。



2. 第1回介護DBオープンデータの集計対象の要介護認定情報の概要

■ 要介護認定プロセスの概要

- ◆ 介護サービスを利用するためには、「寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）」であると認定を受ける必要がある。
- ◆ 心身の状況に関する基本調査項目の情報をもとに、要介護認定等基準時間を算出し、機械的に要介護度の一次判定を行う。
- ◆ 一次判定結果に主治医意見書、特記事項を加えて、各保険者に設置される、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会の中で、要介護度が決定される（二次判定結果）。
- ◆ 要介護認定（要支援認定含む）には、心身の状態変化に対応するために有効期間があり、新規の申請の他にも更新申請や区分変更申請（要介護度を変更する申請）が行われている。
- ◆ 初回の認定有効期間は原則6か月である。更新申請の場合の認定有効期間は、2018年3月までは最大2年間、2018年4月以降は最大3年間、2021年4月以降は更新前後で要介護度に変更が無い場合に限り、最大4年間となった。
- ◆ 心身の状況に関する基本調査項目（いわゆる74項目）には第1群から第5群、その他過去14日間にうけた特別な医療のデータ項目がある。認定申請時点の情報であり、介護サービス利用時とは時点が異なる点を留意する必要がある。

■ 参考資料

厚生労働省HP：「要介護認定」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html

3. 公表するデータ項目の選定について

■データ項目の選定

- ◆ 要介護認定情報のデータ項目のうち、これまで介護DBの研究利用に関して、提供申出の多い項目から、介護給付費等実態統計にて確認可能なものを除いた。

①主要項目の集計結果

- 基礎的な項目として、要介護認定情報の申請区分、一次判定結果、二次判定結果、基準時間等、提供申し出が多い要介護認定調査項目（74項目）と自立度（2項目）等を選定した。

②介護サービス利用者割合

- 集計対象期間中に要介護認定情報がある人のうち、認定有効期間内のいずれかの時点で介護レセプト情報が存在する人の割合を計算した。

③前回と今回の二次判定結果とのクロス集計結果

- 集計対象のデータより過去に申請された申請のうち最も新しい二次判定結果を「前回」の結果として選定し、クロス集計を実施した。

■データ項目の詳細

- ◆ 要介護認定情報の項目については、次のサイト上で関連資料を掲載している。

厚生労働省HP：匿名介護情報等の提供について

「第三者提供用データベース_コード定義表」「別添8.申出依頼テンプレート（抽出）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00033.html

4. 第1回介護DBオープンデータ概要

■集計対象・項目等

◆ それぞれの対象期間、公表項目、集計事項：

	①主要項目の集計結果	②介護サービス利用者割合	③前回と今回の二次判定結果とのクロス集計結果
対象期間	2018年度、2019年度		
公表項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な項目（申請区分、一次判定結果、二次判定結果、基準時間等） ・ 認定調査項目（74項目） ・ 障害高齢者自立度 ・ 認知症高齢者自立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当年度全体の割合（項目別の集計はしない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申請区分 ・ 今回の二次判定結果 ・ 前回の二次判定結果
集計事項	延べ申請件数（延べ人数）及び 申請者数（実人数） （実人数は新規申請のみ掲載している）	介護サービス利用者割合	延べ申請件数（延べ人数）及び 申請者数（実人数） （実人数は区分変更等の新規申請以外も掲載している）

4. 第1回介護DBオープンデータ概要 集計表一覧

■集計表一覧

- ◆ 匿名要介護認定情報の延べ申請件数と実申請者数を都道府県別や性・年齢階級別、要介護度別、保険者別に集計した。

明細 番号	表頭	表側				集計事項
		表1	表2	表3	表4	
		都道府 県	性・年 齢階級	要介護 度	保険者	
1	申請区分（申請時）コード	●	●	●	●	延べ申請件数
2	現在の状況	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
3	一次判定結果	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
4	一次判定結果（認知症加算）	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
5	二次判定結果	●	●	-	●	実申請者数（新規申請）
6	要介護認定等基準時間（12区分）	●	●	●	-	実申請者数（新規申請），平均要介護認定等基準時間
7	主治医意見書	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
8	第1群 身体機能・起居動作	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
9	第2群 生活機能	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
10	第3群 認知機能	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
11	第4群 精神・行動障害	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
12	第5群 社会生活への適応	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
13	その他 過去14日間にうけた特別な医療	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
14	障害高齢者自立度	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
15	認知症高齢者自立度	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
16	匿名介護レセプト情報との実合率	●	●	●	-	介護サービス利用者割合（実合率）（新規申請）
17	今回の申請区分（申請時）コード；前回の二次判定結果	-	-	●	-	延べ申請件数
18	今回の申請区分（申請時）コード；前回の二次判定結果	-	-	●	-	実申請者数

注）●：集計表あり、-：集計表なし、①～③は前頁の内容（主要項目の集計結果等）

5. 留意事項（1）

■ 最小集計単位の原則について

- ◆ 「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン（以降ガイドラインと表記）」に記載されている、公表時の基準に準じている。

（1）最小集計単位の原則

- ① 原則として、公表される研究の成果物において要介護者等の数が10 未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く）。
また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。
 - i) 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。
 - ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
 - iii) 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。
- ② 原則として、公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、3 未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く）。

出所：厚生労働省HP：匿名介護情報等の提供について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00033.html

5. 留意事項（2）

■最小集計単位の基準に該当する場合の対応

- ◆ 最小集計単位の基準（通常は10未満）に該当する場合は、集計値をハイフン「-」に置き換えている。
- ◆ 総数から逆算が可能である場合は、必ず2箇所以上を秘匿した。これより、集計値10以上の箇所が秘匿されている場合がある。
- ◆ 総数を秘匿した場合には、内数もすべて秘匿した。
- ◆ 延べ申請件数の集計表（表1-1、2-1、3-1、4-1、3-17）では、1の位を四捨五入することで秘匿前の値を把握できないようにした。
- ◆ 100歳以上の集計は総数のみ掲載した。

參考資料

抽出条件について、共通の条件について記載し、その後、各表個別の条件を記載している。

■抽出条件（共通）：

- ◆ 次の条件（and条件）で限定した。
 - 「認定申請日」が、2019年度の集計では、2019年4月1日～2020年3月31日、2018年度の集計では2018年4月1日～2019年3月31日の範囲内
 - 「被保険者区分コード」が、第1号被保険者（65歳以上）または、第2号被保険者（40～64歳で特定疾病の該当者）
 - 「取下区分コード」が「認定申請有効」

■追加した抽出条件（実申請者数）：

- ◆ 実申請者数では「申請区分（申請時）コード」が「新規申請」に限定した。

■その他（個別の条件）：

- ◆ 表1-1、2-1、3-1、4-1（申請区分（申請時）コード）については、追加の条件なく上記の共通の条件における延べ申請件数を集計した。
- ◆ 都道府県別の表（表1-1～16）は保険者番号の先頭2桁を都道府県コードとして集計した。
- ◆ 性・年齢階級別の表（表2-1～16）は、匿名要介護認定情報の性別コード・年齢階級コードを用いた。
- ◆ 要介護度別の表（表3-1～18）は、匿名要介護認定情報の二次判定結果を用いた。また、二次判定結果が再調査、取り消し、なしに該当する場合をその他にまとめた。

表1-6、2-6、3-6（要介護認定等基準時間（12区分））における条件

■データ加工

- ◆ 「要介護認定等基準時間」（※）は10倍された数値が格納されているため、10で除算することで単位を「分」に合わせた。
- ◆ 「要介護認定等基準時間」の階級設定を次の区分とした。
 - 25分未満、25分以上32分未満、32分以上40分未満、40分以上50分未満、50分以上60分未満、60分以上70分未満、70分以上80分未満、80分以上90分未満、90分以上100分未満、100分以上110分未満、110分以上120分未満、120分以上、不詳

（※）要介護認定等基準時間

要介護認定等基準時間、要介護認定等基準時間(食事)、要介護認定等基準時間(排泄)、
要介護認定等基準時間(移動)、要介護認定等基準時間(清潔保持)、要介護認定等基準時間(間接ケア)、
要介護認定等基準時間(BPSD関連)、要介護認定等基準時間(機能訓練)、要介護認定等基準時間(医療関連)、
要介護認定等基準時間(認知症加算)

■追加した抽出条件：

- ◆ 「申請区分（申請時）コード」が「新規申請」に限定した。

表3-17、3-18

（今回の申請区分（申請時）コード別；前回の二次判定結果）における条件

■データ加工

- ◆ 集計対象のデータより過去に申請された申請のうち最も新しい二次判定結果を「前回」の結果として選定し、クロス集計を実施した。
 - 更新申請・区分変更申請に該当する場合で、前回のデータが参照ができない場合には不詳としてカウントした。

■追加した抽出条件：

- ◆ なし

■集計方法：

- ◆ 今回の申請区分と前回の二次判定結果のクロス集計を実施した。

表1-16、2-16、3-16（介護サービス利用者割合）における条件

■データ加工

- ◆ 集計対象の匿名要介護認定情報に対して、給付実績情報（基本情報レコード：DT1111_H1）を連結し、介護サービス利用者割合を計算した。
- ◆ 連結処理を行う際の匿名介護レセプト情報の抽出条件は次の通り。
 - 集計対象の匿名要介護認定情報の認定有効期間の範囲を参照し、次の範囲に含まれる給付実績情報（基本情報レコード）が存在するかどうかの判定を行った。
 - 認定有効期間（開始年月） ≤ サービス提供年月 ≤ 認定有効期間（終了年月）
 - オープンデータ作成時点までの月遅れ請求を含めた（審査年月の指定をしていない）。
 - 過誤返戻の調整をせず、初回の匿名介護レセプト情報に限定した。
 - 給付実績情報作成区分コードが「新規」かつ、過誤回数が0かつ再審査回数が0。

■追加した抽出条件：

- ◆ 「申請区分（申請時）コード」が「新規申請」に限定した。

■集計方法：

- ◆ 匿名要介護認定情報について、個人の重複排除を行った上で、給付実績情報（基本情報レコード）を連結し、全体に対する連結割合を計算した。